

## 在館者の過程

出稼人——労働者——

新 田 實

明日はいざ知らず、少なく共今日迄は、之等の人々と貧乏とは宿世のえにし断ち切れない悪縁であつたに相違ない、めぐる因果の小事につきざる宿業の糸は縄に縄れて、人々を呪ひの業火の中に悶へさせる、人々は此の業火の苦悶から如何にもして執拗な連鎖を断ちきるべく、あせりにあせり戦々慄へる人間苦の行者其のまゝの姿ではあるまいか。

臍の緒切つた懐かしいふる里の山川を尻目にかけてながら、恰も田舎娘が花の都にバスケット片手に洋傘一本といふ身軽い、いてたちて家出するに似た頼りない淡い空想を描いて、平和の闘士とか時代の先驅者とか、自ら以て任じ、「行け行け勇士」と勇敢に血の湧く様な合唱の中で感激の涙をサンザ、流しつゝ送られて……未知の都に對する恐怖三分憧れ七分を抱いて都會に吸引される人々の数は實に澎湃たるものであつた。儲かる儲かるで有頂天になつて居た時代なら都會は天國の様に考へ随喜渴仰の涙を潸然と滾したが、一度び無情の風一陣サツト吹き來つて下界が烏羽玉の闇に混亂されて來ると手のひら返す様に都會はやるせない憤懣と、つきない怨恨を残すのみである。然し行き詰つた經濟界の不況は人々の頭

( 20 )

上に都會來住に必然する困難な問題を積み重ねた、來住早々目前に展げらるゝ生活苦の輪巻物は地獄に其れよりもつと怖ろしいものであつた。困難な労働、就業苦、眠るまも與へられない程氣ぜはしなすなど生きる悲しみは纏ては人々を困危の坦塙の中に誘ひ込み、間もなく自棄の谷、自暴の山に永久封じ込んでしまふ。教養の低い進取性に乏しい此の大衆が、職業分野に於て不熟練労働者の仲間入りを餘義なくせられ、心理的には日夜焦燥不安の中に、動もすれば總ゆる危険を孕んで生きる事を強いられ、無慘な状態に彷徨するのは當然の結論かも知れない、此の人々の理想と現實の差、果して幾何と測るなれば、自然の支配は小さい人間を落ちつく處まで落ちつかせてゐる。地方より都會へと洪水の如く流れ込んでくる大衆は、胸の血潮を高鳴らせつゝ、夢遊病者の如く憧れの地に第一步を印すると、人々の豫定集合地は職業紹介所でもなければ市立の宿泊所でもない、いひ合せたかの様に一齊に長柄、今宮と附近の木賃宿に流れ込む、そこで大部分、土方、人夫、手傳となつて事實上の落付きの目的は果してゐるが、飯代や賃金の頭を刎れながら細い生計の灯を、とぼとぼ立て、行かうこの趣向なんである。

さて此の木賃宿が何を放つて置いても労働市場に近い土地を選んで巢を構へる事も、簡單に想像出来るが、此の事實は同時に、部落形成の一素因を適確に物語つてゐる、即ち一軒の労働下宿、木賃宿の存在は、やがて多数労働者の流入を刺戟し、多数労働者の増集は更に他の開店を促すといつた因果關係を明白に明示する、斯くして集團地域により集約的に擴大膨脹されて行く事を見逃してはならない。爰に於

( 21 )

て労働者の住宅問題、矯風問題等が、まじめに論討されてくるのである。然して木賃宿、労働下宿に於ける人々の日常生活は、慰安のない放縱と無節操の間に、魂に錨を下す事すら、すつかり失念して憐れな流浪人の集團の如く、先きまつくらな世界を辿る盲目の巡禮者の生活である。慰安のない生活の強續は道德の頹廢風儀の紊亂を招來し、賭博、飲酒、争鬭の忌むべき亂行は彼等自ら社會的存在の根底を覆しつゝ行かねばならぬ非道の運命を辿りつゝあるのである。

犯罪の原因たるや多くは斯る環境の支配に胚胎するとは責む可く餘りに悲惨ではないか、此のコースは單身労働者の生活過程に過ぎないが、多くの家族を擁して都會生活の渦中にあえぐ妻帯者の群には、單に矯風問題以外住宅難の悲痛な叫びは我等の想像だに能きない事であつて、裸で道中出来ない近代的な不自由さは人間に衣服を着せると同じく樹下石上を宿とする事さへ許されないと同様、上は王者に比すべき近代式の宏莊な邸宅から下は風洩る九尺二間の賤が伏屋に至る迄、夫々向き向きに依つて安住の地を與へてある筈だが、九尺二間の伏屋はまだしも、地を走る狐にも及ばない五尺のからだを伸ばして樂々と夢見る疊一枚、柱一本の茅屋さへ與へられない、みじめさは……………。

キリストは猶太の曠野で弟子達を集め天を仰いで長大息し「空飛ぶ鳥にはねぐらあり地を走る狐には穴ありされど人の子には枕する所なし」と沁々吾が身の住宅難を愚痴られしとか。現代は、そんな生やさしい長嘆息位いで仲々濟まされない、雲霞の如く寄せ來る大衆がアスの糧にすら

追はれに追はれ、右往左往、右顧左眊しい寄せ來る住宅難に、最後の喚聲をあげるに當り逆も碧空を仰いで深い嘆息に息づく様な事は思ひだによらない。

概して下層生活者の多くは、所謂、「貧乏者の子たくさん」の諺の如く大勢の系累と共に、向ふ三軒両隣の、南豆虫を一手に引受けたかの様な、むさい所に群居してゐる現状に對しては、全く涙なくして見られない人生の悲劇である。大阪に於ける労働者の人々の家賃は貧しい人程高率な負擔を強要せられて居る傾向あるは世の認めるどころ、世智辛い時節に多くの家族を容る可き棲家さへ借り得ない經濟的窮乏と、小額の金を以て容易に求め難い借家機會の閉鎖によつて労働者の人々は、がんじがらめに全く身動きのとれない最後のドタン場に追い詰められて居る窮状である。こうした矛盾と、錯覺の中からいかに、もがいてもあがいても脱し切れない彼等の宿命も亦業の深いものと歎息しはしままない。随つて永住性のないのも下層階級に共通した心理的焦燥から來る免れ難い現象であらう。

こうした人生への旅立にあたつて様々な受難に息づく労働者の人々のために、自強館は堅實な中心となり此の堅實の中心がすべての部分を飽くまで牽引する底力あるを信じ、當時暗黒街といわれた釜ヶ崎の一廓に雄々しくも人類相愛、社會淨化といふいとも心地よい大旗を中天に翻し、堅固に堂々の陣を張り持場を固めて以來十有七年の長いページを繰つて、環境の支配に鬪弄されつゝ苦惱を續ける世の總ての小所得者へ、家族室、宿泊所の開放——失望と疲勞に痛づける人々へ、くめども盡さざる恵みと教化の

機會を均等して、人々の實力を發揮せしめんとする努力——完備した本館の施設といひ知れないデリケ  
トトな人情の機微に觸れた實在あるによつて、一ト度館を訪づれた人達の境地は言はず語らずの間に組  
織ある本來の人間生活の型に、黙々として歸つて行き昔日の放縱と無節操の單調さは自發的精神革命に  
よつて未練氣もなく捨てられ爰に及んで燦然たる文化生活の萌芽が培はれ喜悅と感謝に満たされた人間  
生活の金十字塔が徐々に然も莊嚴に築かれてゆく。

此處に至つて靜かに越し方を省みれば十有七年の時の流れのまには一人の「人」を曲りなりにもせよ  
造り上げる天地創造に次ぐ本館の使命にも、悲しい哉物質の窮迫經營難に幾度か嘆聲を洩らした位であ  
つた。靈魂の淨化、人間改造といふ重大問題に人間が手を初めるといふ事は懼れ入つた極みであるかも  
知れないが、路傍に傷ついた小さい駒鳥の傷つきを癒し元の古巢へ歸へらす事すら吾々人生の無爲なら  
ざるが如く終始一貫、聖訓自強を奉戴して東奔西走、示された真理を固く握つて一歩一歩人間完成運動  
の一部門に精進してゆく本館の事業は光榮に輝く聖業であると云はねばならぬ、粗野と無味な労働者に  
奉仕する本館同人の尊い努力は全く聖旨そのまゝの人間の手による顯現であると叫び度い、此の尊い犠  
牲——其の努力、其れは地にちちて死んだ一粒の種子であつたに違いない、此の一ツの種子の死は、こ  
うした永遠に朽ちざる實を結び——はたまた相愛善隣事業の殉仕者を以て誇る本館の使命を永遠より永  
遠に響き傳ふ感謝のほゝえみとなり、十又七年の光輝ある去來を奏する讚歎の歌となるのである。

## 簡易貸間

吉村敏男

「現在宿舍の構造は主として男の獨身者を收容する目的で建設したが、開館後の實況は妻子同伴者の  
宿泊を乞ふもの多く寧ろ前者よりもより以上救護の急なるを切實に感ずるので、館内の餘地へ之に適す  
る宿舍の増設を計畫せり」とは明治四十五年の開館當時、事業報告書第一輯に叫んだ宣言である。

爾來孜々營々堅實第一の歩みを續けて倦むこともなき我れ等の切なる願望は遂に實現の機運に際會し  
た、それは謂ふ所の好景氣の爛熟時代即ち大正八年に於て借家の拂底いよゝ甚だしく九尺二間の裏店の  
二階借にも「権利」の賣買などと未曾有の住宅難を招來して、本館の對象とする下層労働者や小所得者  
階級などは四疊半一ト間の占有にさへ可なりの時と金とを浪費せねばならぬ狀況に鑑み、先づ應急施設  
として共同宿舍の一部を割き之を改造して同年十一月一日から家族舎十一ホームの供給を開始した。

乍然これだけの設備では到底殺到する需用者の一部分をも收容し得ない盛況で、何とか家族舎の擴張  
を計り度と考へてゐたが常に不如意勝の財政で住宅の經營は甚だ至難の業に屬するので躊躇逡巡の日を  
送ること五年、その間急轉直下の不景氣風は日毎に深刻さを加へて別の意味に於ける住宅難の聲が喧ま  
しくなつて來た、假に單獨の男一人であれば假令公園のベンチに雨露を凌ぎ得ても無心の子女を擁する  
家族持が住むに家なき境遇こそ實に悲惨の極みで、將來その兒童等の心身に及ぼす影響の大なるを想到

するとき慄然として「經營の至難」に藉口し之を坐視傍觀するに忍びない、茲に深く期する處あつて大正十三年二月政府の低利資金二萬五千圓を借入れ工費約三萬圓を投じて簡易貸間の建築に着手し之れを向上館と命名して同年六月一日開館した。

### 現在家族舎設備

(A) 向上館貸間 二棟 三十六ホーム

四疊半と六疊の二タ間——二十ホーム、四疊半二タ間——十六ホーム、各戸に三疊の炊事場、二疊の押入、専用便所、十六燭光電燈一個半乃至二個附設

(B) 間貸室 乙館の一部 九ホーム、補助家屋 二ホーム

六疊一室、二疊の押入、電燈十六燭光一個、共同便所二ヶ所

(C) 共同浴場一、共同水道栓五、洗濯所一、物干場二、塵埃場一、街燈四、洗面所二  
間貸料 向上館ホーム一日四十錢、四十五錢、五十錢の三種、間貸室一日三十五錢

但電燈料、水道使用料、尿尿汲取料、下水掃除費、家族毎日入浴料、塵埃運搬費、臨時蒲團、蚊帳使用料を含む。

### 利用者の動靜

簡易貸間は、從來共同宿泊に在つて勤儉貯蓄の結果家庭を持つに至つたもの、最初から家族を擁して借

家難に陥れるもの、その他小所得者階級で本館施設の利用によつて生ずる剩餘を蓄積し將來に資せんと努むる人達に供給するもので一意向上進歩の精神に充實した生活を営むことを條件として入館の最初に相當複雑な詮衡を爲すので在館者は何れも順調に平穩に一意自己完成の大理想に向つて突進してゐる。

最初誰れかの紹介か或は直接の需用申込みを受けると先づ世話甲斐のある人か否かを考慮し、適當と認定した場合には誓約書を徴して契約の當日から所定の使用料を收納し別に信認金の意味で拾五圓の貯金をして貰らふ、之れが毎月の義務貯金の基礎となるのである、若し利用者が都合で退館する時は當日までの使用料を徴し、貯金には正當な利子を加算して即時拂戻しをする、元來一日幾何の定めで此の料金の中に總ての雜費を合算してあるので入館退館時の計算は至極簡單明瞭である。

一樹の蔭に宿り合つても何んぞか因縁づきたい人間の弱さは、互に遠大の雄圖を秘めて活動の都大阪の眞只中に假寓し、寄る邊も知己も多からぬ新世帯同志、然も世の荒浪にもまれ／＼て苦勞のありだけを體驗して來た人達が一つの構内に軒を並べて起居し、一つの浴槽に一日の汗を流し合ひ、一つの娛樂會に家族的な慰安を共にして相互に深く親しみ合ふのは最も自然なことである、況して事務所を通じて何事も公平に共通にその生活向上を前提として凡ゆる便宜と幸福とを考慮せらるゝ機關の存在は一層その偕和融合を助長して慶弔などの大事はもとより歩のよい内職の紹介から蔬菜の買出しに至る迄相互に相談し合つて、よりよき生活へと勵しむ狀は洵に涙ぐましい迄に構内の空氣は鷲々としてゐる。

# 向上館使用規程

- 第一條 向上館在館者ハ別ニ定ムル「宿泊者ノ規約」ヲ遵守スルノ外ハ規定ヲ恪守スベキモノトス。
- 第二條 向上館在館者ノ在館期間ハ長期三ヶ年以内トス、期間經過後ハ事由ノ如何ニ拘ハラズ在館ヲ謝絶ス。
- 第三條 向上館ハ主トシテ甲館乙館ノ宿泊者ニシテ勤儉貯蓄ノ結果獨身者ガ妻帯セシ時、又ハ始メヨリ家族持ニシテ、他人ト共同宿泊ニ不便ナル事情アル人ヲ收容スル所トス。
- 第四條 在館者ハ所定ノ料金ヲ日々前納スルモノトス。但便宜一ヶ月分以内ヲ前納スル事ヲ得。
- 第五條 在館者ハ毎月金一圓以上ノ貯金ヲ爲ス義務アルモノトス。前項貯金ハ日々貯金シテ一圓ニ達スルモ妨ケナシ但入館ノ際ハ一時ニ金拾五圓以上ノ貯蓄ヲナスモノトス。
- 第六條 在館者ハ不潔ニ流ルトモ、又ハ火災ノ恐レアルモノ、他ノ在館者ノ迷惑トナル虞アルモノ、其ノ他本館ニ於テ謝絶スル物品ヲ室内ニ持込ムベカラズ。
- 第七條 在館者ハ事務所ノ承認ヲ受ケズシテ一夜タリトモ他人ヲ泊留セシムル事ヲ得ザルモノトス其ノ親族ト雖モ同様トス。
- 第八條 在館者ハ建物並ニ、建具等ヲ汚損セザル様注意ヲ拂フベキモノトス。

第九條 在館者ハ硝子障子ヲ破リ、藤ヲ焦シ、電球ヲ破損スル著シキ損害ヲ生セシメタル時ハ原因ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ賠償スベキモノトス。但シ天災地變等避クベカラザル事情ニ因ルモノハ此ノ限りニアラズ。

- 第十條 前條ノ賠償ハ係員ノ定ムル額ヲ納メ、又ハ係員ノ同意ヲ得テ現品ニテ賠償スルコトヲ得。
- 第十一條 出生、死亡、婚姻其ノ他人員ニ異動ヲ生ジ又ハ本籍職業等ニ變更アリタル時ハ其ノ都度事務所ニ申出ツルモノトス。
- 第十二條 在館者ニ對シ入浴料水漬使用料及電燈料ハ申受ケズ。但シ専用上下水栓ヲ設置シタル時ハ水道料ハ在館者ノ負擔トス。
- 第十三條 在館者ハ水道栓ヲ放置セザルコト又浴場内ニ於テ湯水ヲ濫用セザル様特ニ留意スベキモノトス。
- 第十四條 係員ハ衛生状態、火ノ用心、其ノ他視察ノ爲、毎日又ハ時々各室ヲ訪問スル事アルベシ、在館者ハ故ナク之ノヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス。
- 第十五條 在館者ハ留守番ヲ置カズシテ外出スル時ハ錠前ヲ別シ鍵ハ事務所ニ預ケ置クモノトス。
- 第十六條 在館者ニシテ本規程又ハ宿泊者ノ規約ヲ遵守セザルカ其ノ他係員ノ注意ヲ肯ゼズ、又ハ料金ヲ滞納シタル時ハ退館ヲ求ムルコトアルベシ。

# 築港分館

瀧 成 太 郎

本館事業の目論見として分館を市内樞要地の東西北三ヶ所に設置し大阪全市に普遍的の機能を擴充せんとする計畫は創業當時私立大阪自強館規則の第一條に明記した大理想であつた、築港分館の設備は即ち之れが實現の第一歩として西區天保町にあつた府立消痔所の不用建物を大正二年二月二十五日有償借用方を申請し同年四月十八日附認可を得たので建物の修理や増築を急ぎ、大正二年七月一日から「築港分館」として共同宿泊所を開設した。分館敷地二千餘坪、建物五百四坪の大宿舍は築港埠頭に一偉觀を添へて收容能力三百人の大規模ながら巧みに運営の機宜を得て崇高なる使命の遂行に精進したのであつた時恰も海運界の活況に伴つて造船業亦殷盛を極め築港附近は筋肉労働者の蟻集するもの甚しく爲めに又種々の惡辣手段による弊害も頻發する状態を呈して本館の努力も一層の光彩を放つに至つた、殊に各地方より都の生活に憧れて來阪する人々のために深き理解と同情を以て之を保護誘導した事は築港分館の看過し得ない一大功績であつたことを高調したい。斯くて經營既に第七年を迎へ事業亦緊張を加へて更らに一段の飛躍を期するとき、突如大阪府に於て有償借用地たる分館敷地の返還を求められ萬事茲に休して大正八年十一月三十日限り宿泊所閉鎖の悲運に遭遇したのも亦止むを得ない次第であつた。